

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【公表番号】特表2012-506473(P2012-506473A)
 【公表日】平成24年3月15日(2012.3.15)
 【年通号数】公開・登録公報2012-011
 【出願番号】特願2011-532649(P2011-532649)
 【国際特許分類】
 C 0 8 G 65/40 (2006.01)
 【F I】
 C 0 8 G 65/40

【手続補正書】
 【提出日】平成24年3月26日(2012.3.26)
 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】

求核剤を4,4'-ジフルオロベンゾフェノンと反応させることによる半結晶質ポリ(アリアルエーテルケトン)を製造する方法であって、前記4,4'-ジフルオロベンゾフェノンが、以下の不純物限界:

[2,4'-ジフルオロベンゾフェノン] + [4-モノフルオロベンゾフェノン] 1250ppm(4,4'-ジフルオロベンゾフェノンと存在するすべての不純物との総重量に対する重量)を有し、かつ4,4'-ジフルオロベンゾフェノンにおける2,4'-ジフルオロベンゾフェノンと4-モノフルオロベンゾフェノンの量が、液体クロマトグラフィ分析によって決定される、方法。

【請求項2】

前記4,4'-ジフルオロベンゾフェノンがさらに、以下の不純物限界:

[2,4'-ジフルオロベンゾフェノン] 750ppm

を満たす、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記4,4'-ジフルオロベンゾフェノンがさらに、以下の不純物限界:

[2,4'-ジフルオロベンゾフェノン] 750ppm、

[4-モノフルオロベンゾフェノン] 500ppm

を満たす、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記4,4'-ジフルオロベンゾフェノンがさらに、以下の不純物限界:

[2,4'-ジフルオロベンゾフェノン] 300ppm、

[4-モノフルオロベンゾフェノン] 950ppm

を満たす、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記4,4'-ジフルオロベンゾフェノンがさらに、以下の不純物限界:

[塩素総含有率] 0.075重量%

を満たし、

前記塩素総含有率が、燃焼に続いて、マイクロ電量滴定分析(TOX)によって決定される、請求項1~4のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

前記 4, 4 - ジフルオロベンゾフェノンがさらに、以下の不純物限界：

[クロロフルオロベンゾフェノン] 5000 ppm

を満たす、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

前記 4, 4 - ジフルオロベンゾフェノンが、GC 純度 99.9 面積%を有する、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 8】

前記 4, 4 - ジフルオロベンゾフェノンが、GC 純度 99.9 面積%を有する、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記求核剤が、p - ヒドロキノン、4, 4' - ジヒドロキシベンゾフェノン、4, 4' - ビフェノール、1, 4 - ビス - (p - ヒドロキシベンゾイル) ベンゼンおよび 1, 3 - ビス - (p - ヒドロキシベンゾイル) ベンゼンからなる群から選択される、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 10】

前記ポリ(アリアルエーテルケトン)が、ポリ(エーテルエーテルケトン)(PEEK)である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 11】

前記ポリ(アリアルエーテルケトン)が、融解熱(J/g) 68.0 - 26.6 * R V (dl/g)を有し、RVが、濃H₂SO₄において25にて測定されたポリマー還元粘度である、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

前記ポリ(アリアルエーテルケトン)が、ポリ(エーテルケトン)(PEK)である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載のポリ(アリアルエーテルケトン)。

【請求項 13】

前記反応が、ジフェニルスルホンの存在下にて行われる、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 14】

粒状炭酸ナトリウムの存在下にて芳香族求核置換によって、前記求核剤を4, 4 - ジフルオロベンゾフェノンと反応させる方法であって、前記粒状炭酸ナトリウムが、以下の粒径分布：

D₉₀ 45 μm および D₉₀ 250 μm および D_{99.5} 710 μm

を有する、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 15】

請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の方法によって得られる、または請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の方法に従って製造される、ポリ(アリアルエーテルケトン)。